

官報

号外 昭和三十七年三月十三日

第四十回 衆議院會議録 第二十三号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)

議事日程 第二十号

午後二時開議

- 第一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 石油業法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
- 日程第一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十分開議

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

石油業法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(原健三郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、石油業法案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣佐藤榮作君。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 石油業法案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

石油は、国民経済上必要欠くべからざる基礎物資であり、今後ますますわが国のエネルギー源としての地位を高めていくものと考えられます。このように重要な意義を有する石油につきましても、総合エネルギー政策の見地に立って安定的にして低廉な供給をはかることが国民経済上最も強く要請されるところであります。

わが国石油供給の現状を見まするに、石油資源は国内に乏しく、原油の大部分はあげて輸入に依存しなければならぬという事情にありますので、

石油産業につきましては、国際的な協調関係を維持しつつその健全な発展をはかるべきことは申すまでもないところであります。

石油をめぐる内外の経済環境は、近年著しく変わりつつありますので、今後新しい角度から考えなければならぬ面が出て参つたのであります。すなわち、国内におきましては、石油需要は急速に増大しており、また、近く輸入の自由化が行なわれることとなつておきますので、石油設備の拡張意欲が旺盛となつておきます。また、海外におきましては、新油田の開発などにより、世界的な原油の供給過剰傾向が生じ、原油の販売競争が激しくなつてきておきます。

このような内外の情勢から、今後国民経済的に見て問題が生ずることが考えられます。たとえば、石油供給上における過当競争の問題であります。これまで申し上げましたように、国内における石油設備の拡張競争と海外からの原油売戻り込み競争とが結びつきまして、石油製品の行き過ぎた販売競争がさらに一段と激化するものと思われま

す。これは石油業の性格から見まして、いわゆる業界内部の自主的な調整のみによつて解決することは困難な事情にあります。

もちろん、自由な競争による低廉な石油の供給は歓迎すべきことではございますが、事態をこのままに放置しておきますと、かえつて石油供給の混乱を招き、石油産業の健全な発展が阻害されるのみならず、国内のエネルギー産業を初めその他の関連産業に対し悪影響を及ぼすとともに、消費者の利益をも害するなど、国民経済上望ましくない結果を招来するおそれがあると考

えられます。

政府といたしましては、これまで貿易・為替面の調整措置によりまして、石油供給上の諸問題に対処して参つたのでありますが、輸入の自由化によりまして石油業は新局面を迎えることとなるのであります。自由化後におきましては、わが国石油業が自主的な創意を一そう発揮し、自由公正な競争を通じて石油の円滑な供給をはかることが基本的なあり方であることは申すまでもありません。しかしながら、これまで申し上げましたような問題につきましても、国によるある程度の法律上の調整はやむを得ないと考へるのであります。現に欧米各国におきましても、石油業の健全な発展のため、それぞれ

の国情に応じて法律上その他の措置を講じているのであります。

この法律案は、以上のような考え方をもととし、石油業の事業活動を必要最小限度において調整するための規定を定めたのであります。

この法律案のおもな点につきましては大略を申し上げます。

第一に、石油の供給数量、設備能力等石油の供給に関する重要事項を内容とする石油供給計画を作成公表し、この法律の運用の基本といたすこととしておきます。

第二に、石油精製業を行なう者は、その事業計画が適当であり、かつ、適確な事業の遂行能力を有する者とし、石油設備が石油供給計画に即応するようにするため、石油精製業の事業及び設備について許可を要することとしておきます。また、石油輸入業及び石油販売業につきましても、事業者の実情を的確に把握し、輸入及び販売の秩序を確立するための基礎とするため、事業の届出を要することとしておきます。

第三に、石油精製業者及び石油輸入業者は、その生産計画及び輸入計画について届出を要することとし、当該事業者が提出した計画に基づいて自由公正な競争を行なうことを期待しております。国はその計画の内容が全体の石油供給計画の実施に重大な支障を生じ、または生ずるおそれのある場合に限り、勧告を行ない、企業の社会的責任の自覚に訴へることによつて石油供

給計画の実施の確保をはかることとしております。

第四に、石油の価格につきましては、石油業が正常な競争を行なうことによつて形成される価格を基本とする建前をとりまゝですが、特に異常な事態によりまして、価格が不当に高騰したり下落したりする場合には、標準価格を定めて公表し、石油業が自発的にこの価格を尊重することを期待いたしますこととしております。

最後に、この法律案では、各方面の学識経験者で構成する石油審議会を設け、石油供給計画の作成等の基本的な事項はもちろん、その他の事項につきましても諮問することとしたしており、いやくも行き過ぎた規制が行なわれることのないようにいたしてあります。

また、再検討の規定を設け、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じまして、緩和または廃止の方向で再検討する旨を明文をもつて定めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

石油業法案(内閣提出)の趣旨説明 に対する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。これを許します。板川正吾君。

〔板川正吾君登壇〕

○板川正吾君 私、ただいま提案されました石油業法案に關し、日本社会党を代表して、池田総理以下閣僚大臣に、主としてエネルギーの基本政策という観点から、若干の質疑をいたしたいと存するのであります。(拍手)

まず第一に、私は、政府はなぜ総合エネルギーの基本計画を確立しないかという理由を池田総理大臣に伺いたいののであります。

申し上げるまでもなく、エネルギーは、すべての経済活動につながる基礎物資であり、安いエネルギーの安定的供給を確保することは、わが国の経済発展に重要不可欠の要件であります。

しかも、現在はエネルギーの革命時代といわれ、エネルギー消費構造は、石炭を中心とする固体エネルギーから、石油、ガスを中心とする流体エネルギーに変わりつつあり、また、第一次より第二次エネルギーに転換しつつあるのであります。さらにまた、近い将来、原子エネルギーの登場が予想されているのであります。従つて、消費エネルギーの大宗である石油行政は、ただ単に石油の面からのみ考えるべきでなく、将来予想されるエネルギーの消費構造の変化、産業構造の動向、需給の見通し、国内産と輸入の趨勢等を予測し、石油、石炭、電力、ガス、さらに原子力の開発等を総合するエネルギーの基本計画を確立し、その基本計

画の立場から石炭対策なり石油政策なりを打ち出すべきであると思つております。今日、石炭行政の行き詰まりや石油業法の制定をめぐつての混乱は、政府に確固たる総合エネルギーの基本計画がないことに起因するものであつて、まことに遺憾というべきであります。(拍手)

本院は、さきの第三十九回国会で、全会一致をもつて石炭危機打開に關する決議をいたしました。その際、政府に総合エネルギー対策をすみやかに樹立せよと要望したのであります。従つて、政府は、この本院の議決を尊重し、この際、総合エネルギーの基本計画を明らかにし、計画的なエネルギー行政を行なうべきだと思つて、これに対する池田総理の所信を伺いたいののであります。

第二は、わが国石油消費の八五%を支配している国際石油資本の独占化を防止するため、欧米諸国のように、石油消費の一定割合を国の影響下に置くべきだと思つて、通産大臣及び経済企画庁長官の所見を伺いたいと思つております。

今回の石油業法をめぐつて国際石油資本は強硬に反対して参りました。その理由は、石油業法は戦時統制の復活であり、自由化の方向に逆行するといふのであります。しからは、私は、一國産業の重要な基礎物資である石油を完全に自由化している国が一体どこに

あるか知りたのであります。御承知のように、米国では、石油の輸入は厳重に制限されておらずし、フランスでは、石炭、石油、ガス、すべて国家管理のもとに徹底した規制を行なつております。また、イギリス、西ドイツ、イタリア等でも、それぞれ国情に応じた方法で制限または調整をいたしておるのであります。

石油業法に対し、戦時統制の復活だといふ非難する国際石油資本は、実は、自由化に名をかりて、その優越せる資本力をもつて民族石油資本を食いつぶし、わが国における石油市場の独占化をねらい、カルテルの統制によつて独占利潤をむさぼろうとする以外の何ものでもないと思つておるのであります。(拍手)今日、国際石油資本は、米国と共産圏を除くと、七社で実世界市場の九二%を支配し、強大な資本力で全世界にカルテルの網を張り、その横暴なる独占支配は、米国の国会においてすらしばしば問題とされておることは御承知の通りであります。政府の所得倍増計画によると、十年後にはわが国石油消費量の九九%を輸入に依存する需給事情を考へるならば、わが国石油市場をこれら少数の外国石油資本の独占にまかせることは、経済的植民地化をますます深めることであり、危険千万といわねばなりません。

政府は、この際、石油の安定的供給を確保するため、石油市場の一定割合を

国の影響下に置き得るよう、石油行政を確立すべきであると思つて、両大臣の見解はどうか、伺いたのであります。

第三は、海外経済協力として計画され、成功しつつあるアラビア、スマトラ石油等の準国際油を政府は今後いかに取り扱おうとするのか、通産大臣の所見を伺いたのであります。

政府の所得倍増計画によると、経済の発展に見合つて逐年輸入エネルギーが増加し、昭和四十五年度においては、わが国エネルギー消費の六〇%を輸入に依存し、特に石油の輸入は一億キロリットルに及び、輸入エネルギーの外貨支払いは実に総額の二〇%、二十億ドルと予想されておるのであります。国際収支の逆調が再三わが国経済の発展を阻害してきた経験にかんがみ、これら海外開発石油の果たす役割は、外貨負担を軽減するばかりではなく、エネルギー供給の安定性を確保し、さらに、後進国との経済協力を強化するといふ一石三鳥の役割を果たすものでありますから、政府としてこれを援助することは当然ではないかと思つておるのであります。

持たないこれら海外開発石油は国際石油資本のポイコットにあい、カルテルの軍門に下るか、原油の引き取りが中断されて破産するか、それ以外に道がないといわれているのであります。従って、政府はこの際、欧米諸国のごとく石油の自由化を見送るべきであります。また、どうしても自由化を強行するならば、事前に国産石油を含めた海外開発石油の買取機関を作り、その円滑な国内供給を確保する対策が必要だと思ふが、通産大臣の見解を伺いたいのであります。

第四は、国内石油資本が国際石油資本との資本提携の際の契約について、外務大臣及び公正取引委員長にお伺いいたしたいと存じます。

国際石油資本と提携している国内石油会社が、アラビア石油等の国内取引を拒否する理由は、資本提携の際の契約によつて、原油供給はその提携会社のものに限るといふ制限、いわゆるひもがついているからであります。私は、そのようないひもつき契約は明らかに独占禁止法第六条第一項が示す「事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない」といふ禁止条項に違反し、その協定または契約は無効であると思ふが、公取の見解はどうか、伺いたいののであります。(拍手)

外国資本が、出資または融資等によりわが国資本と提携することによつて受ける利益は、出資または融資元本の保証と、金利または出資配当の限界内にとどまるべきであつて、出資または融資を条件としてその経済的優越的地位を乱用し、国内企業に拘束条件付の契約を押しつけ、それによつて競争の制限が行なわれることは、明らかに公正取引委員会が不正な取引方法として規定している告示第十一号の第七号、第八号、第十号に該当する違反行為であり、われわれとしては、かくのごとき経済的植民地化を断じて容認することができないのであります。一

体、外務大臣は外国資本のこのような横暴をどう考えているのか。私は、これは日米通商航海条約第十八条の第一項に規定している、両締約国は、競争を制限し、市場への参加を制限しないという条項に違反しており、従つて、外務大臣は直ちにその排除措置を米國側に申し入れるべきだと思ふが、外務大臣の見解はどうか、伺いたいののであります。(拍手)また、公正取引委員会は直ちに所要の手続をとり、わが国石油資本が国際石油資本から受けている不当な拘束を排除すべきだと思ふが、公正取引委員長の決意を伺いたいののであります。

第五は、わが国エネルギーの安定的供給の確保という観点から、石炭政策

をいかに評価するか、通産大臣の所見を伺いたいののであります。エネルギー政策の基本原則には、安定的供給の確保と安いエネルギーの供給という二つの面があげられております。もちろん私は、エネルギーの経済性を重視するものではありませんが、それにも増して供給の安定的確保ということが重要であると思ふのであります。なぜならば、石油の九九%を海外より輸入しなければならぬわが國では、万が一輸入が途絶した事態をも考慮する必要があるからであります。今日世界の石油市場を圧倒的に支配している米國ですら石油の輸入を制限し、西欧諸國が経済性の低い国内石炭を今なおエネルギーの基本としており、また、石油業者には二カ月ないし三カ月の貯蔵義務を課していることによつても、各國がいかにエネルギー供給の安定的確保のために犠牲を払つておるか、理解されると思ふのであります。わが國においてエネルギー供給の安定的確保といふことは、私は、国内石炭の一定限の生産を保障して、石炭産業を維持し、さらに国内エネルギー資源を開発することにあると思ふのであります。従つて、そのために、相当な國家財政を投ずることは、私は当然であると思ふのであります。従來政府の石炭政策は、エネルギーの経済性のみを追求して石炭産業を破滅に追いやり、最近はその社会的考慮からわずかにこ

りやくばりの対策を出しておりますが、これは、石炭の一定限の生産を確保し、石炭産業を維持することが、わが國エネルギー供給の安定性を確保するといふ重要な國家目的を理解しないからであつて、われわれのまことに不満とするところであります。

わが國の石炭政策は、エネルギー供給の安定的確保という観点から再評価をし、抜本的な対策を立てるべきではないかと思ふが、通産大臣の所見を伺いたいと存じます。(拍手)

第六は、石油関税収入をあげてエネルギー対策に充たすべきではないかと思ふが、大蔵大臣の見解を伺いたいと存じます。

国内エネルギーの開発は、國際収支の改善に役立つばかりではなく、雇用の機会を拡大し、民生の安定をはかるという効果を持つことは言うまでもありません。しかし、エネルギーの開発は、不確定の要素と膨大な資金を必要とするため、営利を目的とした民營では困難な事業であります。さればこそ、諸外國でも、資金上その他で國家が多くの援助を与えていることは通例であります。たとえば、イタリアでは、國家会社としてのエニが、膨大な國家財政の援助のもとに、全イタリヤ石油市場の三〇%を支配し、さらに、國外開発にまで乗り出してありますし、またフランスでは、サハラ油田の開発に入億ドル余に及ぶ國家資金を

投入し、ついに成功をおさめておるのであります。

しかるに、わが國は、国内エネルギー開発をほとんど民間企業にゆだね、國家の援助はまことに微々たるものであります。今回、石油関税率の改定によつて、三十七年度の石油関税収入は二百四十億圓が予定されておりますが、そのうち石炭対策に使われる百十億圓を除き、残余の金額は国内エネルギーの開発を主とするエネルギー対策に充たすべきではないかと思ふが、この際、大蔵大臣の見解を伺つておきたいと思ふのであります。

最後に、ソ連原油について政府の所見を通産大臣に伺いたいと存じます。ソ連原油のわが國輸入石油の中に占める割合は、現在八%程度であるといわれております。良質で割安なソ連原油の輸入は、東西貿易の拡大という面から大いに歓迎するところであり、他面これが國際石油資本の独占化を牽制し、公正な競争を確保するといふ効果も評価しなければなりません。ソ連原油に対して、巷間種々な悪言伝が行なわれておりますが、政府は、さらに日ソ貿易協定を拡大し、今後も一そう計画的にソ連原油を輸入し、また同時に、対ソ輸出貿易の促進をはかる必要があると思ふが、通産大臣はいかなる見解を持つか、伺いたいののであります。

昭和三十七年三月十三日 衆議院會議録第二十三号 石油業法案の趣旨説明に対する板川正吾君の質疑

以上、私は法案に対する具体的質疑は委員会に譲ることといたしまして、本質疑を終わる次第であります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

政府といたしましては、各種エネルギー対策の立案に際しましては、所得倍増計画等を基礎といたしまして、長期的観点に立つて各種エネルギー間の関連を吟味しながら、総合的にこれを行なっておりますのであります。石油の今後の自由化問題等、情勢の変化に即応いたしまして、今後とも総合的に考えていきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕
○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

第一は、国内石油市場の一定割合を国の影響下に置く必要があると思いが、どう考えるかというお尋ねでございます。

御承知のように、石油は、わが国産業及び民生に必要な基礎的物資でございますが、同時に、その大部分を輸入によつてまかなつておるような次第でございます。この点から考えますると、どうしても国際的な協調関係、これに立脚して石油の安定的な確保、同時に低廉な供給というをはかつていくことが必要だと思つております。この意味から申しまして、第一は、国際的な

協調関係、これに立脚するといふ、また、第二の問題といたしましては、かくして国内石油市場が石油の安定供給を確保し得る態勢にあることは、もちろん望ましいこととございますので、今後の石油政策の実施にあたりましては、御指摘の点等をも検討いたしまして、配慮して参るつもりでございます。

第二は、アラビア石油等、国産原油等の扱い方をいかにするかというお尋ねでございます。

国産原油及び海外開発原油は、外貨の節約及び石油の安定供給という点に寄与するところが、まことに大きいのでございます。従つて、積極的にその育成をはかることが必要であります。お説の通りであります。自由化実施後におきまして、これらの原油に対する対策としては、ただいま御審議をいたさせていただきます石油業法が成立いたしました時は、その運用と相待ちまして、買取機関の設立等につきましても関係業界の意見を徴し、今後慎重に検討を進めていく考えでございます。

第三点は、石炭についてのお尋ねであります。

石炭は、国産エネルギー源として、安定供給、外貨節約、雇用効果、この三つから、単にその経済性だけではなく、ただいま申すような見地から、これが対策を講じていかなければならぬのでございます。今後合理化を進めることを前提にいたしまして、長期引取契約などによりまして需給を確保し、当面は現在程度の生産規模を維持していく考えでございます。

第四は、ソ連原油についてのお尋ねでございます。

ソ連原油の輸入につきましては、国産原油の取替に留まらず、両国間の収支バランスに留意しつつその数量をきめておるのであります。三十七年につきましては、原油、重油を含めて三百四十万トンの協定量となっております。このように、現在わが国は、自由諸国の中でソ連原油の主要輸入国の一つでございます。また、毎年その輸入量も増加していくことだ、かように考えます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 二つの点でお答えを申し上げます。

まず、米英系の石油会社とわが石油会社との契約の問題であります。これは申すまでもなく私契約でございますが、これが独禁法との関連におきまして、これが独禁法との関連における運用の適否というものは、公取委員会の判断によるものと思われま

た、その契約も、市場の独占のための協定を結んだものではないと思われま

す。現に昨年度に比較いたしました、今年度は米英系の石油原油輸入のシェアはずつと減つておりまして、逆にアラビア系石油の分がふえております。

第二の点でございますが、日米通商航海条約第十八条一項は、特定の産業分野におきます少数企業による独占その他競争制限的慣行の結果、通商の発展が阻害されることを防ごうとする趣旨であります。日米間の業者が五〇%ずつ共同出資をしているというケースはございますが、これは一企業内における資本の比率でございます。このことと日米通商航海条約第十八条一項の違反ということとを結びつけるわけにはいかないと存じます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕
○国務大臣(藤山愛一郎君) エネルギーの総合計画が必要であることは申すまでもございません。従いまして、所得倍増計画におきましても、昭和四十五年を目途としてエネルギーの計画が策定されておるのでございます。

なお、参考としては、付属資料でございます。参考として、付属資料ではございますけれども、エネルギー小委員会におきまして五十五年度までの数字をある程度参考計算をいたして申し上げます。こまかい点は委員会等で申し上げたいと思つております。

このように、水力あるいは石炭、石油という関係におきますエネルギーの動的な分野におきます総合的なある程度の予想はされておりますが、同時に、それらのものがそつと変化をしていきます過程におきます石炭の位置でありますとか、あるいは石油

を輸入するための外貨の支払いでありますとか、そういうような点に対しては、今後の経過に依りまして、十分総合的にこれらのものを考えて参らなければならぬのではないかと私としては考えておるのでございまして、そういう方向に向かつて努力をして参りたい、こう考えております。

なお、国際石油資本に対して国内の石油資源というものがまことに少ないわけでございますから、これを保護することは必要でありまして、同時に、先ほどお話の準国産と言われましたアラビアでありますとか、スマトラでありますとか、東南アジア方面、経済協力によりまして開発できるようなものについては、十分これらの開発を日本も協力いたしまして、そつと日本の石油資源の確保に協力することが必要であらう、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕
○国務大臣(水田三喜男君) エネルギーに関する総合対策の観点から、今年度の予算編成におきましては、石油関税の引き上げ分に見合つた額を、石油対策の経費として強化するという方法をとりました。特定の関税収入を直ちに特定施策の目的税とする、ということはできないと思つておりますが、総合対策の観点から、今後ともこの関税収入に見合つたものを、エネルギー全般の対策としてこれを強化するめどにするとい

進めることを前提にいたしまして、長期引取契約などによりまして需給を確保し、当面は現在程度の生産規模を維持していく考えでございます。

進めることを前提にいたしまして、長期引取契約などによりまして需給を確保し、当面は現在程度の生産規模を維持していく考えでございます。

第四は、ソ連原油についてのお尋ねでございます。

ソ連原油の輸入につきましては、国産原油の取替に留まらず、両国間の収支バランスに留意しつつその数量をきめておるのであります。三十七年につきましては、原油、重油を含めて三百四十万トンの協定量となっております。このように、現在わが国は、自由諸国の中でソ連原油の主要輸入国の一つでございます。また、毎年その輸入量も増加していくことだ、かように考えます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 二つの点でお答えを申し上げます。

まず、米英系の石油会社とわが石油会社との契約の問題であります。これは申すまでもなく私契約でございますが、これが独禁法との関連におきまして、これが独禁法との関連における運用の適否というものは、公取委員会の判断によるものと思われま

た、その契約も、市場の独占のための協定を結んだものではないと思われま

す。現に昨年度に比較いたしました、今年度は米英系の石油原油輸入のシェアはずつと減つておりまして、逆にアラビア系石油の分がふえております。

第二の点でございますが、日米通商航海条約第十八条一項は、特定の産業分野におきます少数企業による独占その他競争制限的慣行の結果、通商の発展が阻害されることを防ごうとする趣旨であります。日米間の業者が五〇%ずつ共同出資をしているというケースはございますが、これは一企業内における資本の比率でございます。このことと日米通商航海条約第十八条一項の違反ということとを結びつけるわけにはいかないと存じます。

を輸入するための外貨の支払いでありますとか、そういうような点に対しては、今後の経過に依りまして、十分総合的にこれらのものを考えて参らなければならぬのではないかと私としては考えておるのでございまして、そういう方向に向かつて努力をして参りたい、こう考えております。

なお、国際石油資本に対して国内の石油資源というものがまことに少ないわけでございますから、これを保護することは必要でありまして、同時に、先ほどお話の準国産と言われましたアラビアでありますとか、スマトラでありますとか、東南アジア方面、経済協力によりまして開発できるようなものについては、十分これらの開発を日本も協力いたしまして、そつと日本の石油資源の確保に協力することが必要であらう、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕
○国務大臣(水田三喜男君) エネルギーに関する総合対策の観点から、今年度の予算編成におきましては、石油関税の引き上げ分に見合つた額を、石油対策の経費として強化するという方法をとりました。特定の関税収入を直ちに特定施策の目的税とする、こ

とはできないと思つておりますが、総合対策の観点から、今後ともこの関税収入に見合つたものを、エネルギー全般の対策としてこれを強化するめどにするとい

進めることを前提にいたしまして、長期引取契約などによりまして需給を確保し、当面は現在程度の生産規模を維持していく考えでございます。

第四は、ソ連原油についてのお尋ねでございます。

ソ連原油の輸入につきましては、国産原油の取替に留まらず、両国間の収支バランスに留意しつつその数量をきめておるのであります。三十七年につきましては、原油、重油を含めて三百四十万トンの協定量となっております。このように、現在わが国は、自由諸国の中でソ連原油の主要輸入国の一つでございます。また、毎年その輸入量も増加していくことだ、かように考えます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 二つの点でお答えを申し上げます。

まず、米英系の石油会社とわが石油会社との契約の問題であります。これは申すまでもなく私契約でございますが、これが独禁法との関連におきまして、これが独禁法との関連における運用の適否というものは、公取委員会の判断によるものと思われま

た、その契約も、市場の独占のための協定を結んだものではないと思われま

す。現に昨年度に比較いたしました、今年度は米英系の石油原油輸入のシェアはずつと減つておりまして、逆にアラビア系石油の分がふえております。

第二の点でございますが、日米通商航海条約第十八条一項は、特定の産業分野におきます少数企業による独占その他競争制限的慣行の結果、通商の発展が阻害されることを防ごうとする趣旨であります。日米間の業者が五〇%ずつ共同出資をしているというケースはございますが、これは一企業内における資本の比率でございます。このことと日米通商航海条約第十八条一項の違反ということとを結びつけるわけにはいかないと存じます。

る方法は、今後もやっていきたいと考
えております。(拍手)

〔政府委員佐藤基君登壇〕

○政府委員(佐藤基君) 国内石油資本
と国際石油資本との間の国際契約が独
占禁止法上問題とならないかという点
につきましてお答えいたします。

外資系の石油会社が、アラビア石油
会社等の原油引き取りを拒否している
理由は、外資系会社が、提携先である
外国会社の原油に限りこれを引き取る
というひもつき契約を結んでいるから
ではないかという御質問であります
が、現在のところは、外資系会社がア
ラビア石油会社等の原油引き取りを拒
否している事実はないように見受けら
れます。もし今後外資系会社がアラビ
ア石油会社等の原油引き取りを拒否す
る場合には、その引き取り拒否が独占
禁止法上不当であるかどうかを十分検
討の上、独禁法第六條第一項の違反の
事実があれば、同法に照らし必要な措
置をとる考えであります。

次に、外国資本が出資または融資を
条件として、経済上優越せる地位を乱
用するとき国際契約は独禁法違反で
はないかという御質問であります。が、
現在のところは、出資または融資を受
けている事実があつても、原油の引取
契約はいわゆるコマーション・ベース
で行なわれており、別段引取契約に不
当な取捨協定等の拘束条件が付与され
ているものとは見受けられません。今

後拘束条件がいられる等の事実が明
らかになれば、前の場合と同様、その
拘束条件が不当であるかどうかを検討
いたしまして、独禁法違反の事実があ
りますれば、同法に照らして必要な措
置をとる考えでございます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑
は終了いたしました。

日程第一 建設省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、建
設省設置法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法
律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年一月二十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

建設省設置法の一部を改正する
法律

建設省設置法(昭和二十三年法律
第百十三号)の一部を次のように改
正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 河川局に砂防部を置
く。

2 砂防部においては、第三条第九
号及び第九号の二に規定する事
務、同条第十四号に規定する事務
のうち砂防設備の災害復旧工事の

指導に関する事務並びに同条第三
号及び第二十六号の二から第二十
六号の四までに規定する事務で同
条第九号及び第九号の二に規定す
る事務に関するものをつかさど
る。

第十條第一項の表中公共用地審議
会の項の次に次の一項を加える。

宅地制度
審議会
建設大臣の諮問に
応じて宅地制度に
関する重要事項を
調査審議し、又は
当該事項について
建設大臣に意見を
述べること。

第十四條第一項中「関東地方建設
局及び近畿地方建設局」を「東北地方
建設局、関東地方建設局、近畿地方
建設局及び九州地方建設局」に改
め、同条第二項を削り、同条第三項
中「前二項」を「前項」に改め、同
項を同条第二項とする。

第十九條中「三万五千二百人」を
「三万五千七百二十人」に改める。
第二十二條を次のように改める。

第二十二條 第十條第一項の表に掲
げる附屬機関のうち、宅地制度審
議会は、昭和三十九年三月三十一
日まで置かれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月
一日から施行する。ただし、第十
四條第二項及び第三項の改正規
定は、同年十月一日から施行す
る。

2 昭和三十七年九月三十日までの
間は、この法律による改正後の建
設省設置法第十九條中「三万五千
七百二十人」とあるのは、「三万六
千七百人」とする。

理由

河川局に砂防部を、東北地方建設
局及び九州地方建設局に用地部を新
設するとともに、建設省の附屬機関
として、臨時に、宅地制度審議会を
設置する等の必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告
を求めます。内閣委員長中島茂喜君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

○中島茂喜君 ただいま議題となりま
した建設省設置法の一部を改正する法
律案につきまして、内閣委員会におけ
る審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

まず、本案の要旨を申し上げます
と、第一は、河川局に砂防部を設置す
ること、第二は、建設大臣の諮問機関
として宅地制度審議会を設置するこ
と、第三は、東北及び九州地方建設局
に用地部を設置すること、第四は、建
設省職員を四千五百九十九人増員
して、三万五千七百二十人に改めるも
のであります。

本案は、一月二十三日本委員会に付
託され、二月一日政府より提案理由の
説明を聴取し、慎重審議を行ない、三
月九日、質疑を終了し、討論もなく、
全会一致をもって原案の通り可決いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしま
す。

本案は委員長の報告の通り決するに御
異議はございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
認めます。よつて、本案は委員長報告
の通り可決いたしました。

日程第二 入場税法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

日程第三 通行税法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、入
場税法の一部を改正する法律案、日程
第三、通行税法の一部を改正する法律
案、右両案を一括して議題といたしま
す。

入場税法の一部を改正する法律
案

右

国会に提出する。

昭和三十七年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

入場税法の一部を改正する法律
入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(課税範囲)

第一条 次に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

- 一 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聞かせる場所
- 二 競馬場及び競輪場
- 三 前二号に掲げる場所に類する場所

政令で定めるもの

第二条 第一項中「第一種又は第二種の」を「前条各号に掲げる」に改め、「展覧会、博覧会」を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の十の税率により課する。

(免税)

第五条 入場料金が一人一回の入場について三十円以下であるときは、入場税を課さない。

(税額算定の特例)

第六条 経営者等が興行場等への入場者から領収した一人一回の入場について、前条に規定する金額をこえ、当該金額とこれ

に対し第四条に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条に規定する金額を控除した額に相当する入場税を課する。

第七条 第一項中「入場料金の一部又は低額の入場料金を領収しているときは、これらの料金を「入場料金を領収したときは、当該料金を」に改め、同項第一号中「当該入場が公務又は業務による」を「当該入場について、入場料金を以外の給付を受けず、かつ、入場後において入場料金を領収しない」に改め、「その定めている入場料金の額」の下に「ただし、入場後において入場料金を領収することとしている場合で、入場料金を以外の給付を受けないときは、当該入場について領収すべき入場料金の額」を加え、同項第二号中「第一種の場所を」興行場等に、「通常領収すべき入場料金の額に比し著しく低額」を「当該催物の開催その他当該興行場等に入場させるために要する経費から勘案して低額」に改め、「催物を行う場合」の下に「その他政令で定める場合」を加え、「当該場所を」当該興行場等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第二号の規定が適用される場合においては、同号の規定により同号の経費を除するに用いた

人員の数の入場者があつたものとみなす。

第八条 第一項第一号中「見せ物、展覧会又は博覧会」を「又は見せ物」に改め、同条第七項中「やむを得ない事由がある」と認めるときを「その内容が確定しないことその他これに類するやむを得ない事由があると認めるとき(国税通則法(昭和三十七年法律第 号)の規定により、その提出期限が延長されるときを除く。)」に改め、同条第八項中「第十二条第一項の規定にかかわらず」を削る。

第九条 中「場所」の下に「及び学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としな者により行なわれるスポーツを催す競技場」を加える。

第十条から第十三条までを次のように改める。

(課税標準額及び税額の申告)

第十条 経営者等(第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者を除く)は、その興行場等ごとに、毎月(当該興行場等への入場について入場料金を領収しない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所在地の所轄税務署長(以下「所轄税務署長」という)に提出しなければならない。

一 その月中に当該興行場等への入場について領収した入場料金の総額

二 前号に掲げる入場料金の総額のうち、第五条又は前条の規定により課税されない入場料金の総額

三 第一号に掲げる入場料金の総額から前号に掲げる入場料金の総額を控除した金額(以下「課税標準額」という。)

四 課税標準額に係る入場税額

五 第十三条第一項の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする入場税額

六 第四号に掲げる入場税額から前号に掲げる入場税額を控除した税額(以下「納付すべき税額」という。)

七 第四号に掲げる入場税額から第五号に掲げる入場税額を控除してなお控除すべき不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

第十三条 第一項に規定する領収金額の全部又は一部を払いもどした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、第十三条第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を、所轄税務署長に提出することができる。

第十一条 削除

(期限内申告による納付)

第十二条 第十条第一項の規定による申告書を提出した経営者等は、同項に規定する当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額の入場税を、国に納付しなければならない。

(入場税の控除等)

第十三条 経営者等(第四項の規定の適用を受ける者を除く)が興行場等の経営又は催物を廃止し、休止し、又は中止したため、その領収した一人一回の入場についての入場料金を当該料金について課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額との合計額(以下この条において「領収金額」という)の全部又は一部を払いもどした場合には、当該経営者等が当該払いもどした日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る)に記載した同項第四号に掲げる入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額(領収金額の一部を払いもどした場合には、払いもどした後の金額

が第五条の規定の適用を受けることとなることを除き、当該払いもどし後の金額のうちの入場料金(払いもどし後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、当該払いもどし後の金額)について第四条(払いもどし後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、第六条)の規定を適用した場合における入場税額に相当する金額を控除した金額。以下この条において同じ)の合計額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

3 第一項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする経営者等は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に、領収金額の払いもどしの事実を証明する書類として政令で定めるものを添付しなければならない。

4 第八条第八項の規定の適用を受けた主権者が、催物を休止し、若

しくは中止したため、その領収金額の全部又は一部を払いもどした場において、当該主権者が払いもどしをした日の属する月の翌月以後に当該主権者から徴収すべき入場税額があるときは、当該入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する額の合計金額を控除する。

5 前項の場合において、同項に規定する主権者から徴収すべき入場税額がないとき、又は徴収すべき入場税額から控除してなお不足額があるときは、前項に規定する領収金額のうちの入場税額に相当する金額の合計額又は当該不足額を還付する。

6 第四項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする主権者は、政令で定めるところにより、控除又は還付を受けようとする入場税額を記載した控除又は還付の申請書に、領収金額の払いもどしの事実を証明する書類として政令で定めるものを添付して、第八条第八項に規定する税務署長に提出しなければならない。

7 第二項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書又は申請書が次の各号のいずれに該当するか

に依り、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 第十条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 第十条第二項の規定による申告書又は前項の規定による申請書 当該申告書又は申請書の提出があつた日の属する月の末日

第十四条第二項中「第十二条第二項又は第二十五条第三項」を「第十二条に、「徴収される」を「納付する」に改め、同条第四項を削る。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

第十五条から第十八条まで 削除

第十九条第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を削る。

一 興行場等への入場者から領収する入場料金が一日を通じ、すべて第五条の規定の適用を受ける場合

二 入場料金を領収せず、かつ、入場料金以外の給付を受けないで入場させる場合

第十九条第一項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「に規定する文化財のみを公開する場所に入場させる」を「規定の適用がある」に改め、同号を同項

第五号とし、同項第七号を第六号とし、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰

り下げ、同条第五項中「毎月使用した入場券」の下に「(第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主権者にあつては、免除を受けた催物について使用した入場券)」を加え、「第十条の規定による申告書」を「第十条第一項の規定による申告書又は第八条第六項の規定による明細書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 経営者等は、第一項の規定による入場券を交付する場合には、領収すべき入場料金と当該料金について課されるべき入場税額との合計額(課されるべき入場税額のないときは、当該入場料金の額)を表示した入場券をもつてしなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

第二十条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第七項」を「第八項」に、適用については、「を」を「適用について、第三項の規定により検印を受けた無料入場券は、前条第六項から第九項までの規定の適用について、それぞれ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改

め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前条第九項及び第十項の規定は、無料入場券の用紙について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二十条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「無料入場券」と、「税務署長に返さなければ」とあるのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第二十条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「同条第二項の規定により定められた」と読み替えるものとする。

第二十条第二項中「特別入場券」の下に、「無料入場券」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経営者等は、興行場等への入場について入場料金を領収することとして、入場料金を領収せず、かつ、入場料金以外の給付を受けないで入場させるときは、使用すべき興行場等を定め、政令で定めるところにより前条第一項及び前項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場料金無料の入場券(以下「無料入場券」という)を発行し、これを入場者に交付しなければならない。

昭和三十七年三月十三日 衆議院会議録第二十三号 入場税法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十七年三月十三日 衆議院會議録第二十三号 入場税法の一部を改正する法律案外一案

第二十条に次の一項を加える。

7 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

第二十二各号を次のように改める。

一 興行場等への入場者から領収する常時の入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合

二 第九条の規定の適用がある場合

合

第二十三条第一号中「第十条」を

「第十条第一項」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(納税地)

第二十四条の二 入場税の納税地は、興行場等ごとに当該興行場等の所在地とする。

第二十五条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条第一号を次のように改める。

一 第十条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

第二十六条第三号中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第四号中「第十九条第八項」を「第十九条第九項」に、「第二十條第三項」を「第二十條第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「若しくは無料入場券」を加え、同条第五号中「第十九条第九項」を

「第十九条第十項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第六号中「第二十條第二項」を「第二十條第三項」に改め、「特別入場券」の下に「無料入場券」を加え、同号を同条第五号の次に次の一項を加える。

「第十九条第十項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第六号中「第二十條第二項」を「第二十條第三項」に改め、「特別入場券」の下に「無料入場券」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一項を加える。

六 第二十条第二項の規定に違反して、入場者に無料入場券を交付しなかつた者

第二十七号中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十九条第五項」を「第十九条第六項」に改め、「毎月使用した」を削り、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一項を加える。

三 第十九条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む)を交付し、又は偽つた金額を表示した入場券(特別入場券を含む)を交付した者

第二十八号中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理

人の定めがあるものの管理人を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十九条を削る。

別表の上欄第二号中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第四条、第五条及び第六条に係る改正規定、第七条第一項第二号中「第一種の場所」を「興行場等」に改める改正規定並びに第八条第一項第一号及び第九条に係る改正規定は、同年五月一日から施行する。

2 昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税については、同年五月一日以後においても、なお従前の例による。

4 昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

5 昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税について同月中にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同年五月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「証印の印影」の下に、「入場税法第二十条第七項の規定による検印の印影」を加える。

理 由

今次の税制改正の一環として、入場税負担の軽減合理化を図るため、税率を引き下げ、新たに一律の免税点を設けることとするともに、展覧会場等の第二種の場所及びいわゆるアマチュア・スポーツを催す場所への入場に対する課税を廃止し、あわせて納税方法を申告納税制度に改める等税法体系の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通行税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年一月二十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

通行税法の一部を改正する法律案

通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「法人ノ代表者」の下に「(法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム)」を加え、「第十四条」を「前条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ

係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税について同月中にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同年五月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日以前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十七年四月中に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

附則第四項中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に、「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 改正後の通行税法第二条及び附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する旅客運賃等(同条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。)に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、通行税の負担を軽減するためその税率を引き下げるとともに、罰則に関する

る規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小川平二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君 たいだいま議題となりまして入場税法の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな改正は、次の通りであります。

第一は、税率の軽減であります。現行税率は入場料金により一〇%から三〇%まで三段階に分かれておりますが、これをすべて一律一〇%に改めようとするものであります。

次に、現在臨時開催の催しもの等の特定の場合に限り、二十円または三十円の免税点が認められておりますが、これを廃止して、すべての催しものに対して、一律三十円の免税点を設けようとするものであります。

次に、現在一〇%の税率で課税されております博覧会場及び遊園地等につきましては、これが課税を廃止しようとするものであります。

その他、納税方法を申告納税制度に改める等、他の間接税に準じて規定の整備を行なうとするものであります。

なお、本案は、本年四月一日施行となつておりますが、課税範囲、税率、免税点及び非課税に関する改正は、入場券の発売との関連において、五月一日から施行することとしております。

本案につきましては、審議の結果、去る九日三派共同提案による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上げますと、教員の引率による生徒、児童等の入場の場合、五十円の免税点を設けることと、課税範囲、税率等に関する改正規定の施行日は五月一日となつておりますのを、四月一日とすることでありました。

この修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により、内閣に対して意見を求めましたところ、政府においては、にわかには賛成しがたい旨の意見が開陳せられました。

次いで、修正案並びに修正部分を除く原案についてそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決いたしました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと

決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

入場税の大幅減税に伴い、政府は、すべての興行界に対し、減税相当額を入場料金から引き下げるよう適切な措置を講ずべきである。というものであります。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今回の税制改正で間接税の税率を一般的に小売段階で課税するものについては、一〇%程度の税率を基準として体系を整備することとした関係から、現在通行税を課しております国鉄の一等、汽船の特等乗客の支払う運賃に対する税率についても、現行の二〇%から一〇%に引き下げることとしたしております。

本案については、審議の結果、去る九日、質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

通行税については、現在の旅行目的その他諸般の状況にかんがみ、政府において近い将来にこれが存廃について検討すべきである。というものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案委員修訂案
入場税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第五条の改正規定に次の一項を加える。

2 前項の規定に該当する場合のほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回の入場について五十円以下であるときは、入場税を課さない。

第六条の改正規定中「前条を」前条第一項に、「規定する金額をこえ」を「規定する金額(前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この条において同じ)をこえ」に改める。

別表の改正に関する部分を削る。
附則第一項ただし書を削る。
附則第二項中「昭和三十七年四月一日」を「この法律の施行」に改め、「以下次項及び附則第六項において同じ」を削り、「他に別段の定め」を「この附則又は他の法律に別段の定め」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 この法律の施行後に入場券のために使用される入場券をこの法律の施行前に前売りしている場合において、当該前売りに係る入場料金を対してこの法律による改正前の入場税法(以下「旧法」という。)の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額と当該入場料金を対してこの法律による改正後の入場税法(以下「新法」という。)の規定を適用したときの入場税額に相当する金額との差額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条の規定に該当するときは、当該払いもどしを新法第十三条第一項の払いもどしとし、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

附則第四項を削り、附則第五項中「昭和三十七年四月一日」を「この法律の施行」に、「附則第一項」を「この附則」に、「同日以後」を「この法律の施行後」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項を削り、附則第七項を附則第五項とする。

本修正による経費
本修正による減収見込みは、約七億円である。

○副議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は修正、第三の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十四分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 外務大臣 小坂善太郎君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 通商産業大臣 佐藤 榮作君
- 建設大臣 中村 梅吉君
- 国務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

- 法制局長官 林 修三君
- 公正取引委員会委員長 佐藤 基君
- 通商産業省 釜山局長 川出 千速君

朗読を省略した議長の報告

(見込額書受領)
一、去る十日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和三十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

- 小川 半次君 大森 玉木君
- 加藤常太郎君 前田 正男君
- 柳田 秀一君 井村 重雄君
- 佐々木義武君 田澤 吉郎君
- 細田 吉蔵君 榑崎弥之助君

地方行政委員

- 和田 博雄君 横山 利秋君
- 和田 博雄君 片山 哲君

法務委員

- 大久保武雄君 権熊 三郎君
- 勝間田清一君 西尾 末廣君
- 田澤 吉郎君 受田 新吉君
- 井村 重雄君 藤井 勝志君

外務委員

- 横山 利秋君 和田 博雄君
- 文教委員 浅沼 亨子君 山口シヅエ君
- 農林水産委員 永井勝次郎君 玉置 一徳君
- 通信委員 井村 重雄君 受田 新吉君
- 建設委員 中澤 茂一君 田中幾三郎君
- 予算委員 上林山榮吉君 北澤 直吉君
- 松浦周太郎君 横路 節雄君
- 小川 半次君 加藤常太郎君
- 前田 正男君

(常任委員補欠選任)

一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

- 田澤 吉郎君 佐々木義武君
- 細田 吉蔵君 井村 重雄君
- 榑崎弥之助君 前田 正男君
- 大森 玉木君 小川 半次君
- 加藤常太郎君 柳田 秀一君

地方行政委員

- 横山 利秋君 和田 博雄君
- 和田 博雄君 片山 哲君

法務委員

- 田澤 吉郎君 井村 重雄君
- 横路 節雄君 受田 新吉君
- 藤井 勝志君 井村 繁男君
- 権熊 三郎君 大久保武雄君

外務委員

- 和田 博雄君 横山 利秋君
- 文教委員 井伊 誠一君 前田榮之助君
- 農林水産委員 中澤 茂一君 片山 哲君
- 通信委員 井村 重雄君 西尾 末廣君
- 建設委員 兒玉 末男君 玉置 一徳君
- 予算委員 加藤常太郎君 前田 正男君
- 小川 半次君 勝間田清一君
- 松浦周太郎君 上林山榮吉君
- 北澤 直吉君

(議案提出)

一、去る九日議員から提出した議案は次の通りである。
石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二名提出)

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二名提出)

一、昨十二日内閣から提出した議案は次の通りである。
地方自治法の一部を改正する法律案(議案受領)

一、昨十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
外国人等の国際運輸業に係る所得に對する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案

道路運送車両法等の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、去る九日委員会に付託された議案は次の通りである。
鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

石炭対策特別委員会 付託
一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。
自動車競技法等を廃止する法律案(田中武夫君外十一名提出、衆法第一七号)

競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案(田中武夫君外十一名提出、衆法第一八号)

以上三件 商工委員会 付託

一、昨十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)

地方行政委員会 付託

石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外二名提出、衆法第一九号)

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案(勝岡田清一君外二名提出、衆法第二〇号)

以上二件 石炭対策特別委員会 付託

一、昨十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

外国人等の国際運輸業に係る所得に對する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案(内閣提出第一二八号(予)) 大蔵委員会 付託

道路運送車両法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号(予)) 運輸委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

自治省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
民法の一部を改正する法律案
建物の区分所有等に関する法律案
訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律案

簡易保険郵便年金福祉事業団法案
医療金融公庫法の一部を改正する法律案

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

自転車競技法等を廃止する法律案(田中武夫君外十一名提出)

競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案(田中武夫君外十一名提出)

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外二名提出)
炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案(勝岡田清一君外二名提出)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本法案は、国土保全の見地から砂防事業及び地すべり防止事業を強力に推進するため、河川局に砂防部を設置するとともに、最近における宅地問題の重要性にかんがみ、本省の附属機関として宅地制度審議会を設置し、また直轄事業の事業量の増大に対処するため、地方建設局の用地事務機構を整備する等建設省の機構及び定員について所要の改正を行なうとする

もので、その要旨は次の通りである。

1 河川局に砂防部を設置して、同局の所掌事務のうち、砂防事業の実施、助成その他砂防法の施行に関する事務、地すべり防止事業の実施、助成その他地すべり等防止法の施行に関する事務等を所掌させるものとすること。

2 建設大臣の諮問に応じて宅地制度に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十九年三月三十一日までの二年間に限り、本省の附属機関として宅地制度審議会を設置すること。

3 東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部を設置すること。

4 定員を四千五百九十人(定員外職員は定員化四千七百九十一人、減員二百一人)増員して、三万五千七百二十人に改めること。

二 議案の可決理由
本法案は、建設行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約三十万圓が昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月九日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1 入場料金をより一〇%から三〇%まで三段階に分かれていた現行税率を一律一〇%に改めること。

2 現行二十圓又は三十圓の免稅点を廢止し、すべての備物に對して一律三十圓の免稅点を設けること。

3 博覧會場等に對する課税を廢止するとともに、その他の間接税に準じて規定の整備を行なうこと。

なお、本案施行による減収額は、初年度約七〇億圓である。

二 議案の修正議決理由
本法案は、昭和三十七年度の税制改正の一環として妥当と認めるが、諸般の事情を考慮して修正を行なう必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對しては別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本修正の結果、約七億圓の減収となる。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

天野大蔵政務次官より本修正に對して「にわかに賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

右報告する。
昭和三十七年三月九日

大蔵委員長 小川 平二
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕 (小字及び一は修正)

第四條から第六條までを次のように改める。

(課税標準及び税率)
第四條 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の十の税率により課する。

(免稅点)
第五條 入場料金が一人一回の入場について三十圓以下であるときは、入場税を課さない。

2. 前項の規定に該当する場合は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範圍)に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回の入場について五十圓以下であるときは、入場税を課さない。

昭和三十七年三月十三日 衆議院會議録第二十三号 議案に關する報告書

(税額算定の特例)

第六條 經營者等が興行場等への入場者から領収した一人一回の入場

についての金額が、前条〇に規定する金額〇をこえ、当該金額とこれに對し第四條に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条〇に規定する金額を控除した額に相當する入場税を課する。

別表の上欄第二号中「学校教育法」の下に「昭和二十二年法律第二十六号」を加える。

附則

- この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第一條、第二條第一項、第四條、第五條及び第六條に係る改正規定、第七條第一項第二号中「第一種の場所」を「興行場等」に改める改正規定並びに第八條第一項第一号及び第九條に係る改正規定は、同年五月一日から施行する。
- この法律の施行
昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金（入場税法第七條の規定により領収したもの）をみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。に係る入場税については、他に別段の

他の法律に定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に入場するために使用される入場券をこの法律の施行前に領収した入場料金に係る入場税に對しては、同年五月一日以後において、入場料金を對してこの法律による改正前の入場税も、なお従前の例による。

4 昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかなる入場券を、政令で定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

5 4 この法律の施行
昭和三十七年四月一日前にした行為及び〇附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

16 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税について同

月中にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同年五月一日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 5 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「証印の印影」の下に「入場税法第二十条第七項の規定による検印の印影」を加える。

〔別紙〕
入場税法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

入場税の大幅減税に伴い、政府は、すべての興行界に對し、減税相当額を入場料金から引き下げるよう適切な措置を講ずべきである。

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一 議案の要旨及び目的
国鉄の一等（汽船を除く。）及び汽船の特等並びに航空機の乗客の支払う運賃等に對する税率を現行二〇%から一〇%に引き下げるものである。

なお、この改正により初年度約二十五億円の減収を見込んで

二 議案の可決理由

本案は、昭和三十七年度の税制改正の一環として、妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月九日

大蔵委員長 小川 平二

衆議院議長 清瀬一郎殿

〔別紙〕

通行税法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

通行税については、現在の旅行目的その他諸般の状況にかんがみ、政府において近い将来にこれが存廃について検討すべきである。

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円

（目し良紙は二十円）
（送料別）

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三〇（官報課）